



県章

山形県公報

令和7年10月14日（火）
第647号

毎週火・金曜日発行

目次

告示

- 地域登録検査機関の業務の休止の届出……………（県産米戦略推進課）…1017
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）… 同
- 地域森林計画の変更の案の縦覧……………（森林ノミクス推進課）…1018

教育委員会関係

告示

- 山形県教育委員会10月定例会の招集…………… 同

選挙管理委員会関係

告示

- 政治団体の解散…………… 同
- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………1020

公告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業振興・経営支援課）… 同
- 同……………（ 同 ）…1021

告示

山形県告示第695号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第8項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり業務の全部を休止する旨の届出があった。

令和7年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 登録検査機関の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社産直舞台屋
代表取締役 齋藤 靖
鶴岡市神明町6番30号

- 休止の期間
令和7年9月1日から令和8年8月31日まで

山形県告示第696号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、龍湖土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和7年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	中山 恭子	山形市蔵王半郷32番地

山形県告示第697号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更するため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和7年10月14日

山形県知事 吉村 美栄子

1 森林計画区の名称

- (1) 最上村山森林計画区
- (2) 置賜森林計画区
- (3) 庄内森林計画区

2 地域森林計画の変更の案の縦覧の場所及び期間

- (1) 場所 山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）
- (2) 期間 令和7年10月14日から同年11月10日まで

3 その他

1の森林計画区に係る地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第12号

山形県教育委員会10月定例会を次のとおり招集した。

令和7年10月14日

山形県教育委員会
教育長 須貝 英彦

1 招集の日時 令和7年10月15日（水） 午後2時

2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室

3 議 題

- (1) 山形県金峰少年自然の家の指定管理者の指定について
- (2) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 令和9年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について
- (4) 山形県教員資質向上協議会委員の任命について

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和7年10月14日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷 真生

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党山形県ふるさと振興支部	大内理加	令和 6. 8. 26

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
長岡かずし後援会	安宅泰	令和 6. 3. 31
とのおか和郎後援会	山口恒助	令和 6. 4. 2
小林よしみ後援会	小林昇	令和 6. 7. 5
白井たけみち後援会	石山憲一	令和 6. 7. 31
ひがしねの未来を一緒につくる会	白井健道	令和 6. 7. 31
大泉正信後援会	武田義雄	令和 6. 10. 22
梅川信治後援会	森谷正孝	令和 6. 10. 25
川西町の21世紀をひらく会	那須新一	令和 6. 10. 31
夢ひらく米沢をつくる会	高橋光雄	令和 6. 12. 15
早坂信一後援会	早坂信一	令和 6. 12. 20
ひぐち与一朗後援会	樋口与一朗	令和 6. 12. 20
後藤幸平を励ます会	齋藤徹	令和 6. 12. 21
伊藤慎一郎後援会	酒井通裕	令和 6. 12. 23
まちなえと「やじの会」	鎌田準一	令和 6. 12. 24
天信会	山本信治	令和 6. 12. 26
山本信治後援会	奥山紘一	令和 6. 12. 26
かがやく寒河江を創る会	早川勤也	令和 6. 12. 27
国井輝明を育てる会	国井照之	令和 6. 12. 31
小林しげよし後援会	武田富志	令和 7. 2. 5
そよかぜ会	柏倉一夫	令和 7. 2. 28

ふれあいと健康の会	五 十 嵐 秀 夫	令和 7. 2. 28
石山ひろゆき後援会	木 村 康 一	令和 7. 3. 25
船山ゆうこう友の会	船 山 勇 幸	令和 7. 3. 28
大きな寒河江の未来を創ろう大樹会（佐藤洋樹後援会）	佐 藤 洋 樹	令和 7. 3. 31
後藤泉後援会	後 藤 孝 之 助	令和 7. 3. 31
山形県改革協議会	青 柳 安 展	令和 7. 6. 2
歩みの会筒井義昭後援会	筒 井 義 昭	令和 7. 6. 10
井上晃一と川西町を育てる会	多 田 三 喜 雄	令和 7. 6. 10

山形県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和 7 年10月14日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

資金管理団体の届出をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	資金管理団体でなくなった年月日
樋 口 与 一 朗	ひぐち与一郎後援会	令和 6. 12. 20
山 本 信 治	天信会	令和 6. 12. 26
佐 藤 洋 樹	大きな寒河江の未来を創ろう大樹会（佐藤洋樹後援会）	令和 7. 3. 31

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び三川町役場において令和 8 年 2 月16日まで縦覧に供する。

令和 7 年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ三川
東田川郡三川町大字猪子字大堰端345外
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前) 縦覧に供する届出書のとおり
(変更後) 縦覧に供する届出書のとおり

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和 7 年 9 月 29 日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和 8 年 2 月 16 日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更に
関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び三川町役場において令和 8 年 2 月 16 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 10 月 14 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ三川

東田川郡三川町大字猪子字大堰端 345 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス & リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	今 枝 哲 郎

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社大創産業	午前 10 時	午後 8 時
株式会社クスリのアオキ	午前 9 時 30 分	午後 9 時
株式会社デンコードー	午前 9 時	午後 10 時
青山商事株式会社	午前 9 時	午後 9 時
株式会社チヨダ	午前 9 時	午後 9 時
株式会社西松屋チェーン	午前 10 時	午後 8 時

株式会社ツルハ	午前 9 時	午後10時
株式会社ザ・フォーウルビ	午前10時	午後 8 時
株式会社ライトオン	午前10時	午後 9 時
未定店舗	午前10時	午後 8 時
未定店舗	午前10時	午後 7 時
株式会社天治堂	午前10時	午後 8 時
未定店舗	午前10時	午後 7 時30分
未定店舗	午前 8 時	午後10時
株式会社N H C	午前 9 時	午後 6 時

(変更後)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社大創産業	午前10時	午後 8 時
株式会社クスリのアオキ	午前 9 時	午後10時
株式会社デンコードー	午前 9 時	午後10時
青山商事株式会社	午前 9 時	午後 9 時
株式会社チヨダ	午前 9 時	午後 9 時
株式会社西松屋チェーン	午前10時	午後 8 時
株式会社ツルハ	午前 9 時	午後10時
株式会社ザ・フォーウルビ	午前10時	午後 8 時
株式会社ライトオン	午前10時	午後 9 時
未定店舗	午前10時	午後 8 時
未定店舗	午前10時	午後 7 時
株式会社天治堂	午前10時	午後 8 時
未定店舗	午前10時	午後 7 時30分

未定店舗	午前 8 時	午後10時
株式会社NHC	午前 9 時	午後 6 時

4 変更年月日

令和 7 年10月 1 日

5 届出年月日

令和 7 年 9 月29日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和 8 年 2 月16日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

令和 7 年10月14日印刷
令和 7 年10月14日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県